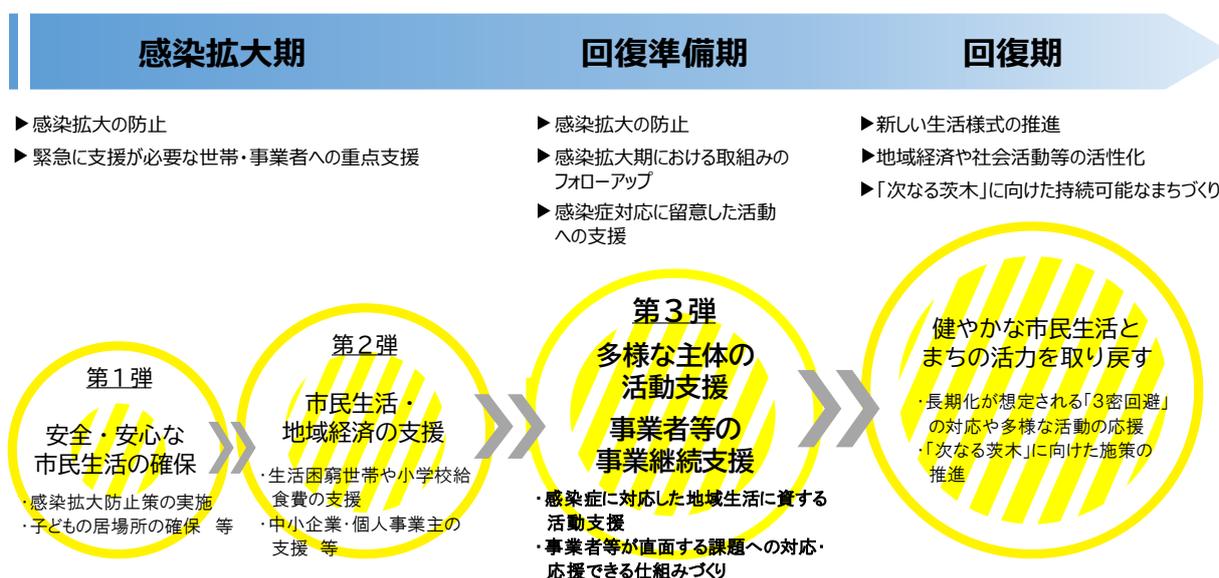


新型コロナウイルス感染症対策に係る『茨木市緊急対策 第3弾』

— 令和2年度一般会計補正予算（第2号）の概要 —

健やかな市民生活とまちの活力を取り戻すため、自粛要請等が解除され新型コロナウイルスと共存した生活が営まれるなか、感染症対応に留意しつつ活動される市民等の皆さまや、感染リスクを負いながら開業されている医療機関や障害者・介護事業所等への「**多様な主体の活動支援**」に努めるとともに、小規模事業者等への家賃支払い支援や融資に係る利子補給制度、地域生活を支える感染症に対応した事業活動への支援など、「**事業者等の事業継続支援**」を推進する。

「次なる茨木へ。」のロードマップ



□ **補正額 10億2,260万4千円**

(補正後 1,248億7,349万1千円 – 補正前 1,238億5,088万7千円)

□ 主な内容

新型コロナウイルス感染症への対応	1,022,604千円
1 水道料金・下水道等使用料の減額	198,000 千円
2 医療機関への新型コロナウイルス感染対策応援給付金の支給	72,487 千円
3 障害者(児)福祉サービス・介護事業所への新型コロナウイルス感染対策応援給付金の支給	48,066 千円
4 家賃の減額を行う貸主に対する家賃減額協力補助金の創設	82,000 千円
5 情報教育の推進に向けた取組み	46,960 千円
6 図書館における電子書籍の導入	9,952 千円
7 子ども家庭総合支援拠点の整備	11,084 千円
8 チャレンジいばらき補助金の拡充	1,550 千円
9 新型コロナウイルス感染症対策に係る災害用備蓄品の充実	7,880 千円

新型コロナウイルス感染症への対応に係る市負担分は、財政調整基金の取り崩し（8.2億円）により対応。

令和2年度一般会計補正予算(第2号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

(歳入)	予 算 額	左 の 内 訳		備 考
		特定財源	一般財源	
15 国庫支出金	144,085	144,085		施設型給付費負担金 49,732 保育対策総合支援事業費補助金 24,457 子ども・子育て支援交付金 19,425
16 府支出金	45,288	45,288		施設型給付費負担金 24,866 子ども・子育て支援交付金 15,285
19 繰入金	820,631		820,631	財政調整基金繰入金
22 市債	12,600	12,600		運動広場整備債 6,600 市民体育館整備債 6,000
補正額 A	1,022,604	201,973	820,631	
補正前の予算額 B	123,850,887	64,722,041	59,128,846	
補正後の予算額 A + B	124,873,491	64,924,014	59,949,477	

令和2年度一般会計補正予算(第2号)総括表

(歳出)

(単位：千円)

(歳出)	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
1 議 会 費	△ 30,000	△ 30,000					
2 総 務 費	43,625		30,075		1,050	12,500	
3 民 生 費	286,735	10,567	6,174	119,523	150,471		
4 衛 生 費	363,231		8,260		354,971		
5 労 働 費	3,590				3,590		
7 商 工 費	94,000				94,000		
補 正 額 A	1,022,604	△ 19,433	107,932	119,523	604,082	12,500	198,000
補正前の予算額 B	123,850,887	17,709,158	16,718,549	30,389,440	36,646,663	8,148,526	14,238,551
補正後の予算額 A + B	124,873,491	17,689,725	16,826,481	30,508,963	37,250,745	8,161,026	14,436,551

補正予算（第2号）の内容について

1 主な内容

(1) 市民生活への支援

(単位：千円)

事業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
水道料金・下水道等使用料、国民健康保険料の減額		198,000		198,000
水道料金・下水道等使用料の減額 【水道営業課】 【下水道総務課】	一般家庭における日常生活を支援するため、水道料金・下水道等使用料を減額する。 <内容>一般家庭における水道料金・下水道等使用料の基本料金の半額相当を2か月分減額（水道：935円、下水道：550円） <対象>7月・8月の検針分（全契約者）	198,000		198,000
国民健康保険料の減額 【保険年金課】	国民健康保険加入世帯の保険料負担を軽減するため、繰越金を緊急的に活用し、保険料（年額）を昨年度並みに減額する。 [1人あたり保険料] ・令和元年度：147,452円 ・令和2年度（試算額） <軽減前>160,230円（前年度比+8.7%、+12,778円） ⇒<軽減後>146,310円（前年度比△0.8%、△1,142円）	-	-	-

(2) 医療体制の確保等

(単位：千円)

事業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
医療機関への支援		282,571		282,571
地域医療支援病院の施設整備費への補助 【保健医療課】	かかりつけ医等への支援の中核となる地域医療支援病院として承認された医療機関に対し、必要となる設備整備等に係る経費の一部を補助する。 <対 象>地域医療支援病院の承認を受けた病院 <対象経費>ICU設置、医療機器購入経費 <補 助 率>1/2	12,571		12,571
地域医療支援病院への医療体制確保補助金の創設 【保健医療課】	安定した地域医療体制を確保するため、市内の医療体制の中核として救急医療等の新型コロナウイルス感染症の対応を担う地域医療支援病院の運営経費について補助を行う。 <対 象>地域医療支援病院 <対象経費>急性期・ICU等の入院医療に係る運営経費 ※国・府の負担分は除く <補 助 率>2/3	270,000		270,000

(3) 医療機関・障害・介護事業所の支援、感染予防用品の購入等

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
感染対策応援給付金		120,553		120,553
医療機関への新型コロナウイルス感染対策応援給付金の支給 【保健医療課】	医療提供体制の継続・維持を応援するため、市内の医療機関に対し、感染対策応援給付金を支給する。 ＜対象＞市内の病院（14か所）、一般診療所（222か所）、 歯科診療所（149か所）、薬局（123か所） ＜支給額＞救急告示病院：1施設あたり200万円 救急非告示病院：1施設あたり100万円 病院以外の医療機関：1施設あたり10万円 ＜支給＞6月下旬からの申請受付に基づき順次振込	72,487		72,487
障害者（児）福祉サービス事業所への新型コロナウイルス感染対策応援給付金の支給 【障害福祉課】 【子育て支援課】	障害福祉サービス提供体制の継続・維持を応援するため、市内の障害者（児）福祉サービス事業所等に対し、感染対策応援給付金を支給する。 ＜対象＞市内の障害福祉サービス事業所（170事業所）、 放課後等デイサービス事業所等（60事業所） ＜支給額＞1事業所あたり10万円 ＜支給＞6月下旬からの申請受付に基づき順次振込	23,041		23,041
介護事業所への新型コロナウイルス感染対策応援給付金の支給 【長寿介護課】	介護サービス提供体制の継続・維持を応援するため、市内の介護事業所に対し、感染対策応援給付金を支給する。 ＜対象＞市内の介護事業所（250事業所） ＜支給額＞1事業所あたり10万円 ＜支給＞6月下旬からの申請受付に基づき順次振込	25,025		25,025
マスク・手指消毒液の配布		7,601		7,601
障害福祉サービス事業者・介護事業者等への手指消毒液の配布 【障害福祉課】 【長寿介護課】 【子育て支援課】	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、障害福祉サービス、介護、放課後等デイサービス等事業者へ手指消毒液を配布する。 ＜対象＞市内の障害福祉サービス事業者（120法人）、 介護事業者（170法人）、 放課後等デイサービス等事業者（43法人） ＜配布時期＞6月～	1,430		1,430
医療機関等へのマスクの配布 【保健医療課】	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、医療機関や高齢者施設等へマスクを配布する。 ＜配布先＞医療機関、高齢者施設、障害者施設、保育・児童施設 ＜配布枚数＞15万枚 ＜配布時期＞4月緊急対応済	6,171		6,171
障害者就業支援		3,507		3,507
就労継続支援B型事業利用者に対する就業支援金の支給 【障害福祉課】	工賃が減収となっている就労継続支援B型事業利用者の生活及び社会参加を支援するため、就業支援金を支給する。 ＜対象＞就労継続支援B型事業の利用者（350人） ＜支給額＞1人あたり1万円 ＜支給＞6月下旬からの申請受付に基づき順次振込	3,507		3,507

(4) 事業者等の事業継続支援

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
家賃支払や融資返済等に係る支援		97,590		97,590
<p>家賃の減額を行う貸主に対する家賃減額協力補助金の創設 【商工労政課】</p>	<p>賃貸物件の家賃支払が困難となっている市内の小規模事業者を支援するため、家賃の減額に協力する貸主に対して減額に係る経費の一部を補助する。</p> <p><対 象>飲食店や物品販売等の事業活動を市内に店舗を構えて行う小規模事業者（従業員5人以下の法人・個人）に対し、3か月分の家賃を半額以上減額するテナントオーナー（540店舗）</p> <p><補 助 率>7月を含む3か月分の家賃減額累計額の2/3</p> <p><補 助 額>テナント1店舗あたり20万円（上限） （テナントオーナー1人あたり200万円（上限））</p> <p><実施時期>6月下旬～</p>	82,000		82,000
<p>新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給制度の創設 【商工労政課】</p>	<p>市内事業者の事業継続を支援するため、国の利子補給制度（当初の3年間無利子）の利用者に対し、有利子となる2年間分（令和5年度～7年度分）の利子について補助を行う。</p> <p><対 象>市内小規模事業者（商業・サービス業：従業員5人以下、その他：従業員20人以下の法人及び個人）</p> <p><補助額>各年度10万円（上限）〔合計20万円（上限）〕</p> <p><期 間>国の利子補給期間終了後の2年間</p> <p><債務負担行為設定> 〔期 間〕令和5年度～7年度 〔限度額〕304,000千円</p>	-	-	-
<p>新型コロナウイルス感染症に対応した商店街・共同事業者等の事業活動への補助 【商工労政課】 【14頁参照】</p>	<p>地域住民の利便性の向上に資する事業を支援する商店街・小売市場振興事業補助金を拡充し、自粛要請緩和後の商店街・共同事業者等が行う「3つの密」防止等の新型コロナウイルス感染症対応に留意した事業活動に係る経費について補助する。【予算総額：16,237】</p> <p><対 象>地域生活支援事業を実施する商店街及び共同事業者等</p> <p><補 助 率>10/10</p> <p><補 助 額>150万円（上限）</p>	12,000		12,000
<p>非正規雇用者等への再就職支援助成金の拡充 【商工労政課】</p>	<p>正規雇用が困難となっている状況に対応するため、再就職支援助成金を拡充し、非正規雇用者を対象に加え、正規就職に向けて行う教育訓練に係る経費を補助する。【予算総額：4,140】</p> <p><対 象>離職者に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた非正規雇用者を追加（50人）</p> <p><補 助 率>教育訓練受講料の1/2</p> <p><補 助 額>5万円（上限） （雇用保険未加入者は5万円に加え、国の教育訓練給付金相当額を加算）</p>	3,590		3,590

(5) 小中学校の学習支援等

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
教育環境の充実等		46,960	18,000	28,960
情報教育の推進に向けた取り組み 【教育センター】	通信環境が整っていない家庭において、オンライン授業動画の視聴のほか、家庭学習のフォローや生活状況の確認等を行うため、タブレット及びモバイルルータを貸与する。 <対象>小中学生1,800人(小学生1,400人、中学生400人) 【財源：公立学校情報機器整備費補助金(国) 18,000】	46,960	18,000	28,960
マスクの配布		6,511	3,255	3,256
教職員等へのマスクの配布 【教育政策課】 【学校教育推進課】 【教職員課】	新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、小中学校教職員やスクールサポーター等にマスクを配布する。 <配布枚数> 16.3万枚 <配布時期> 6月～ 【財源：学校保健特別対策事業費補助金(国) 3,255】	6,511	3,255	3,256

(6) 在宅での読書活動の支援

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
電子書籍の導入		9,952		9,952
図書館における電子書籍の導入 【中央図書館】	今後の多様な利用形態に対応するため、児童が自宅で学習できる書籍や、資格取得のための参考書等の電子書籍(1,500タイトル)を導入する。 <内容>・調べる学習などに役立つ児童書 ・中高生向けの文芸書 ・一般向けビジネス・語学・資格学習書 ・外国語児童書 <利用開始> 7月末～	9,952		9,952

(7) 子育て世帯への支援等

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
虐待対応の充実・強化		11,084	11,084	
子ども家庭総合支援拠点の設置(子育て支援総合センターの体制充実) 【子育て支援課】 【15頁参照】	子どもや保護者に寄り添った継続的な在宅支援や児童虐待の発生・重篤化の防止体制を充実するため、子育て支援総合センターに子ども家庭総合支援拠点を設置する。【予算総額：32,130】 【財源：児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金(国) 11,084】	11,084	11,084	

(単位：千円)

事業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
小学校の臨時休業等に係る対応		46,432	31,021	15,411
ファミリー・サポート・センター利用料の補助 【子育て支援課】	小学校の臨時休業等により、ファミリー・サポート・センター事業を利用する費用について補助する。 ＜対 象＞ファミリー・サポート・センター利用者 ＜期 間＞4月1日～学校の本格再開 ＜補助額＞6,400円/日（上限） 【財源：子ども・子育て支援交付金(国) 1,152、(府) 1,152】	3,456	2,304	1,152
放課後等デイサービス等利用料の補助 【子育て支援課】	小学校等の臨時休業により、障害児の通所施設である放課後等デイサービス等の利用が増加したことに伴う利用者負担の増加分を補助する。 ＜対 象＞放課後等デイサービス利用者等 ＜期 間＞3月2日～学校の本格再開 ＜補助額＞小学校等の臨時休業に伴う利用者負担の増加分 【財源：障害者総合支援事業費補助金(国) 328、(府) 123】	576	451	125
民間学童保育室の開室時間拡充の継続 (放課後児童健全育成事業費補助金の増額) 【学童保育課】	小学校の臨時休業により、家庭で留守番をさせることが困難な児童等の居場所を確保するため、民間学童保育室の開室時間の拡充に要する経費を補助する。 ＜対 象＞民間学童保育室(8施設10クラス) ＜期 間＞4月8日～学校の本格再開 【財源：子ども・子育て支援交付金(国) 10,133、(府) 10,133】	30,400	20,266	10,134
民間学童保育室利用料の還付費用の補助 (放課後児童健全育成事業費補助金の拡充) 【学童保育課】	学童保育室を自主的に利用しない利用者へ、民間学童保育室が利用料の還付を行う経費について補助する。 ＜対 象＞民間学童保育室(8施設10クラス) ＜期 間＞4月1日～学校の本格再開 【財源：子ども・子育て支援交付金(国) 4,000、(府) 4,000】	12,000	8,000	4,000
認定こども園等の休園に係る対応		143,505	89,641	53,864
私立認定こども園等の利用者負担額の減額等に伴う施設型給付費負担金等の増額 【保育幼稚園事業課】	私立認定こども園等の休園に伴い、家庭保育に協力している世帯の利用者負担額の減額等に係る対象施設の減収分について、施設型給付費負担金等を支給する。 ＜対 象＞私立認定こども園(29施設)、 私立小規模保育事業所(18施設)、 私立事業所内保育事業所(2施設) ＜期 間＞4月1日～6月30日 【財源：施設型給付費負担金(国) 49,732、(府) 24,866、 地域型保育給付費負担金(国) 10,029、(府) 5,014】	119,523	89,641	29,882

(単位：千円)

事業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
私立認定こども園等の副食費用減免に係る補助 【保育幼稚園事業課】	私立認定こども園等の休園に伴い、家庭保育に協力している世帯へ、私立認定こども園等が副食費を減免する経費について補助する。 <対 象>私立認定こども園(29施設)、私立保育所(12施設) <期 間>4月1日～6月30日	23,982		23,982
感染症予防用品の購入等		28,597	28,597	
私立認定こども園等へ感染予防用品の購入費を補助 【保育幼稚園事業課】	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、私立認定こども園等においてマスクの購入や施設の消毒に必要となる経費について補助する。 <対 象>私立認定こども園(29施設)、私立保育所(14施設)、私立小規模保育事業所(18施設)、私立事業所内保育事業所(2施設)、私立認可外保育施設(16施設)、企業主導型保育事業所(13施設) <対象経費>マスク、消毒液、空気清浄機等の感染予防に必要となるもの <補 助 額>50万円(上限) 【財源：保育対策総合支援事業費補助金(国) 24,457】	24,457	24,457	
公立学童保育室における感染予防用品の購入 【学童保育課】	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、公立学童保育室において空気清浄機を購入する。 <対象施設>公立学童保育室(30施設69クラス) 【財源：子ども・子育て支援交付金(国) 4,140】	4,140	4,140	

(8) 地域活動・福祉活動への支援

(単位：千円)

事業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
地域活動・福祉活動等への支援		17,664		17,664
自治会活動の感染予防支援補助 【市民協働推進課】	新型コロナウイルス感染症対策に取り組む自治会活動を支援するため、自治会集会施設等整備事業補助金を拡充し、集会施設等への飛沫防止板や換気扇の設置等に必要となる経費について補助する。 【予算総額：23,500】 <対 象>単位自治会(504自治会) <対象経費>感染予防に向けた集会所の改修、衛生用品の購入等 <補 助 額>1自治会あたり5万円(上限)	12,500		12,500
福祉活動等感染予防支援補助金の創設 【地域福祉課】 【こども政策課】	新型コロナウイルス感染症対策に取り組む高齢者、子ども等に係る福祉活動を行う団体を支援するため、マスクの購入や施設の消毒等に必要となる経費について補助する。 <対 象>市内の高齢者・介護・障害者・子ども分野の福祉活動に関わる団体(120団体) <対象経費>マスク、消毒液等の感染予防に必要となるもの <補 助 額>1か所あたり3万円(上限) <実施時期>6月下旬～	3,614		3,614

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
チャレンジいばらき補助金（提案公募型公益活動支援事業補助金）の拡充 【市民協働推進課ほか】	市民活動における新型コロナウイルス感染症対策にかかる創意工夫した取組みに対して活用を図るため、提案公募型のチャレンジいばらき補助金を拡充する。【予算総額：6,000】 ・人権・男女共同参画推進事業 ・文化芸術振興事業 ・少年少女スポーツ大会事業 ・自由テーマ型事業 ＜補助率＞現行：1/2等→対象事業：10/10 ＜補助額＞現行：10万円等→対象事業：20万円（上限）	1,550		1,550

(9) 指定避難所における感染予防用品の充実

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
災害用備蓄品の充実		7,880		7,880
新型コロナウイルス感染症対策に係る災害用備蓄品の充実 【危機管理課】	災害時における避難所での新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向け、指定避難所75か所に感染予防用品を整備する。 ＜備蓄品＞消毒液（次亜塩素酸ナトリウム溶液 1,050ℓ） ダンボールベッド(230台) マスク(37,500枚) 使い捨て手袋(3,750組) ペーパータオル(60,000枚)	7,880		7,880

(10) スポーツ施設への感染防止対策

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
体育館		19,000	18,933	67
市民体育館第5体育室への換気機能付き空調設備の設置 【スポーツ推進課】	新型コロナウイルス感染防止対策として、市民体育館第5体育室に換気機能付き空調設備を設置する。 【財源：学校施設環境改善交付金（国）3,000、市債 6,000】	9,000	9,000	
西河原公園屋内運動場への換気設備の設置 【スポーツ推進課】	新型コロナウイルス感染防止対策として、西河原公園屋内運動場に換気設備を設置する。 【財源：学校施設環境改善交付金（国）3,333、市債 6,600】	10,000	9,933	67

(11) 議員報酬の減額

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
議員報酬		▲30,000		▲30,000
議員報酬の減額 【議会総務課】	市議会議員の報酬を20%減額する。	▲30,000		▲30,000

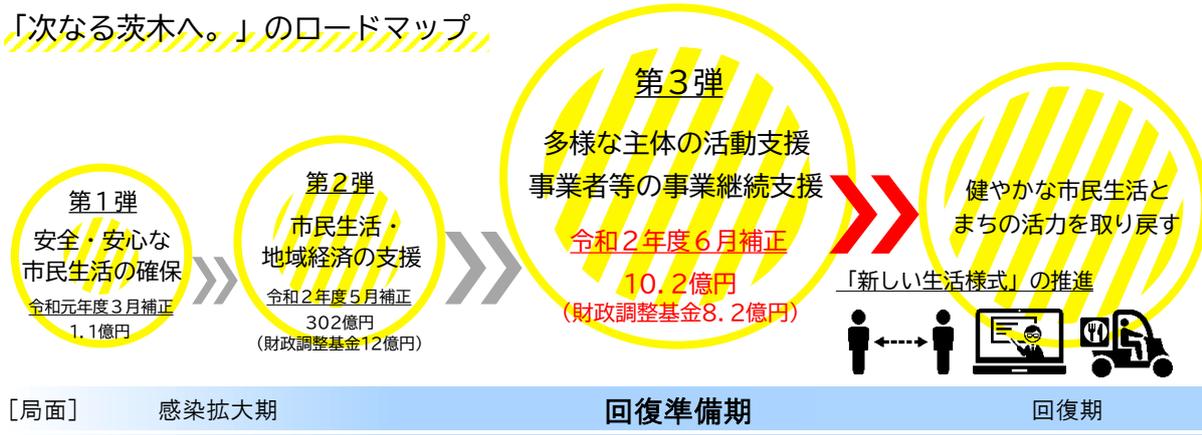
(12) 債務負担行為

(単位：千円)

事業	内容等	限度額
債務負担行為		
新型コロナウイルス感染症関連融資利子補給事業 【商工労政課】	期間及び補助金の限度額を設定する。 〔期間〕 令和5年度～令和7年度 〔限度額〕 304,000千円	304,000

自粛要請が緩和される中での市独自の感染症対策

「次なる茨木へ。」のロードマップ



《●は市単独事業》

多様な主体の活動支援

〈感染症に対応した地域生活に 資する活動への支援〉

地域活動、福祉活動の感染対策と創意工夫ある
市民活動を支援

- 自治会活動の感染予防支援補助 (1,250万円)
- 福祉活動等感染予防支援補助金の創設 (362万円)
- チャレンジいばらき補助金の拡充 (155万円)

〈感染リスクを負いながら開業する 事業者等への支援〉

健やかな市民生活を支える医療や各種サービス
を応援

- 感染防止対策給付金の支給 [医療機関、障害福祉、
介護事業所] (1億2,056万円)

〈医療体制の確保等〉

- 地域医療支援病院の施設整備費への補助 (1,258万円)
- 地域医療支援病院への医療体制確保補助金の創設
(2億7,000万円)

〈市民生活への支援〉

- 水道料金・下水道等使用料の減額 (1億9,800万円)
- 国民健康保険料の減額 (繰越金の活用)

〈指定避難所における感染予防用品の充実〉

- 新型コロナウイルス感染症対策に係る災害用備蓄品の充実
(788万円)

事業者等の事業継続支援

〈事業者等が直面する課題への対応・ 応援できる仕組みづくり〉

事業継続に向けた事業活動に必要な経費
を補助

- 家賃減額協力補助金の創設 (8,200万円)
- 感染症関連融資に係る利子補給制度の創設
(債務負担行為：R5～R7で3億400万円)

〈感染症に対応した地域生活に資する 活動支援〉

地域住民の利便性向上に資する「3密回避」等
の感染症対策の取組等を支援

- 商店街・共同事業者等の事業活動への補助
(1,200万円)

〈非正規雇用者等への再就職支援〉

- 非正規雇用者等への再就職支援助成金の拡充
(359万円)

〈教育・子育て支援〉

- 情報教育の推進に向けた取組み (4,696万円)
- 図書館における電子書籍の導入 (996万円)
- 子ども家庭総合支援拠点の設置 (1,109万円)

〈感染症対策を応援する仕組み〉

- #エール茨木寄附の創設



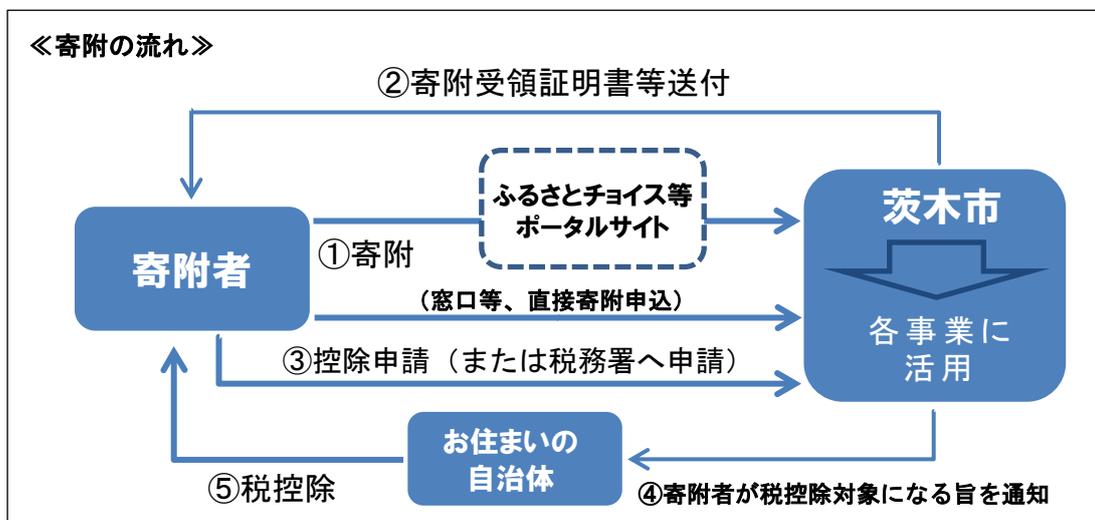
「#エール茨木寄附」の創設

1 目的

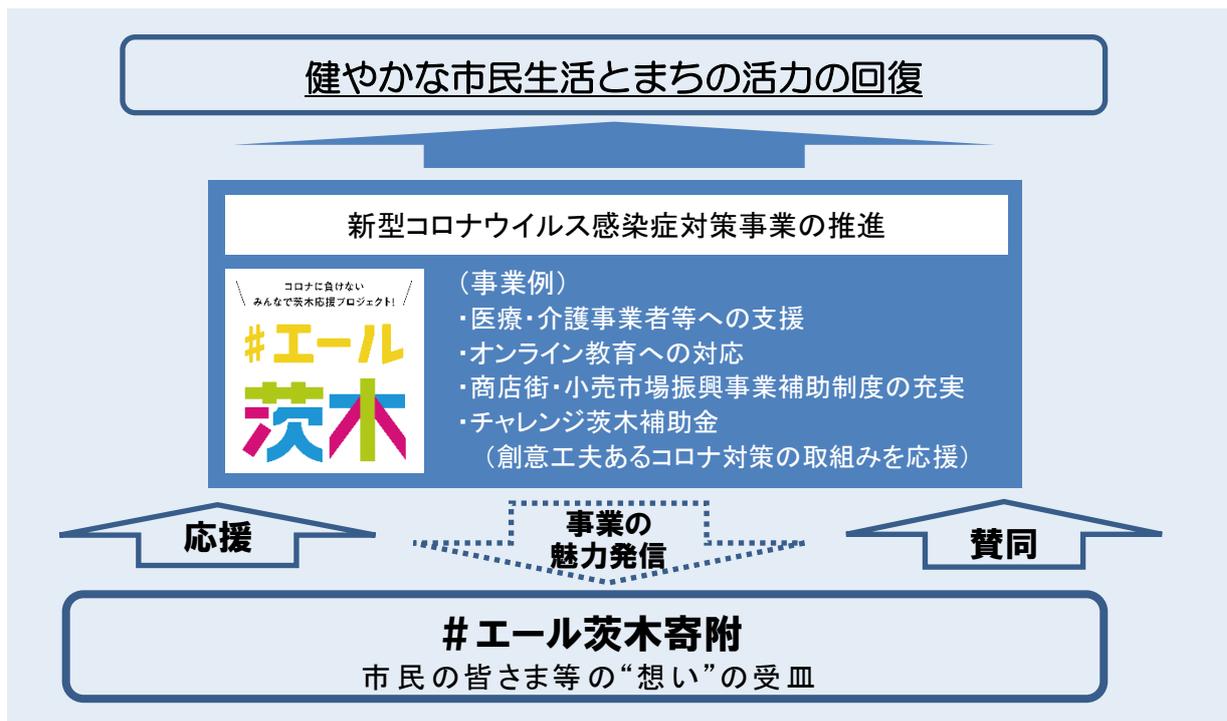
市が進めているさまざまな新型コロナウイルス感染症対策に係る取組みを応援する市民・事業者の皆さまの想いの受皿として、「#エール茨木寄附」を創設し募集することにより、市民・事業者・行政が一丸となって健やかな市民生活とまちの活力の回復を目指す。

2 内容

現行の茨木市ふるさと寄附金（ふるさとチョイス、さとふる等を活用）の用途に、新たに新型コロナウイルス感染症対策への用途として「#エール茨木」を設定。寄附を募集し、各課において展開する各種事業に充当する。



3 全体イメージ



商店街・共同事業者等の事業活動への補助

○ 概要

新型コロナウイルスと共存した日常が営まれるなか、地域住民の利便性・快適性の向上に資する商店街・共同事業者等の感染症対応に留意した事業活動等を支援するため、補助を行う。

市制度	商店街・共同事業者等が行う新型コロナ感染症対応に取り組む事業活動への補助
商店街・小売市場振興事業補助制度（地域生活支援事業：コロナ対応型）を拡充	
内容	「3つの密の回避」等の実現に向けた、地域生活の利便性や快適性を高めるサービスを提供する取組みに対して補助を行う。 従来は補助対象外であった <u>車両購入費についても補助対象に加える。</u>
対象者	商店街及び共同事業者等（個人事業主が連携して取り組む事業も対象）
補助内容	補助率、上限額ともに拡充 補助率 1/2 ⇒ <u>1.0/1.0</u> 上限額 50万円 ⇒ <u>150万円</u>

こんな取組みに活用できます！



〔地域住民の生活利便性の向上に資する事業〕

- 複数店舗の商品のデリバリーサービスを始めるために使う車両を購入したい。
- 空き店舗を借りて、複数店舗のテイクアウト商品の販売を始めたい。
- 様々な店舗の営業状況（時間短縮・感染防止対策等）をホームページで発信したい。
- ロスにならないよう農産物や花き等のオンラインストアを立ち上げたい。
- 様々な分野で趣味や学習につながるオンライン講座を開催したい。

【参考】

国制度	個人事業主等が新型コロナ感染症への対応として取り組む事業活動への補助
小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）	
内容	非対面型ビジネスモデルへの転換等を図る店舗改装や、新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発、テレワーク環境の整備等の販路開拓等に取り組む経費に対して補助を行う。 〔取組例（店舗改装）〕 ○ テイクアウトに対応するための店舗壁面への受渡口設置 ○ 対面配置を控えるため、飲食スペースの配席レイアウトの変更
対象者	小規模事業者等（会社及び個人事業主）※従業員数等一定要件有
補助内容	補助率 2/3、上限額 100万円

子ども家庭総合支援拠点の設置（子育て支援総合センターの体制充実）

1 背景・目的

全国的に児童虐待に係る通告数が増大し、都道府県の児童相談所の対応が逼迫した状態にある中、児童福祉法の改正で、市町村において適切な支援業務を行うことが明確化されたことから、多くの児童虐待のケースにおいて重要となる在宅支援の一層の強化を図るため、子どもや保護者に寄り添った継続的な支援や、児童虐待の発生・重篤化を防止する体制を充実する。

2 概要



【担うべき主な機能】

(1) 子どもとその家庭への支援（子育て世代包括支援センターと一体的に実施）

養育環境全般の実情を把握するとともに、妊娠・子育て等に関する相談に応じ、個々のニーズに応じた子育て支援サービス等を提供する。

- ・乳児家庭全戸訪問や妊娠届出時の面接等による子どもとその家庭等の状況把握
- ・家庭状況等に応じた子育て支援サービスの提供及び利用調整

(2) 要保護児童対策地域協議会による支援

要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、支援を行う各機関の調整を担う。

- ・要保護児童及び特定妊婦等に関する調査、アセスメント、支援計画の作成
- ・訪問等による継続的な養育支援や要保護家庭等への助言指導

(3) 吹田子ども家庭センターとの連携

- ・施設退所後の支援、里親等への支援

【体制】

- ・虐待対応専門員等24人が必要
⇒虐待対応専門員5人を追加雇用（その他は既存配置及び関係課職員で対応）

＜子ども家庭総合支援拠点に係る支援のイメージ＞

